

## 長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金における定年延長に伴う 加入職員の基準給、掛金及び給付等に関する取扱要領

### 1 目的

本要領は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）の規定に基づく 65 歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入団体において定年延長が行われた場合、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金規程（以下「規程」という。）附則第 8 項の規定により、別に定めることとされている基準給、掛金及び給付等に関する取り扱いを定める。

### 2 定義

この要領において「旧定年日」とは加入団体において定年延長が行われる前の定年になった日を、「新定年日」とは加入団体において定年延長が行われた後の定年になった日をいう。

### 3 対象職員

この要領の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、令和 6 年 4 月 1 日以後に旧定年日に達した者のうち旧定年日以降も雇用が継続されるものとする。

### 4 加入団体における選択

定年延長を行う加入団体は、対象職員の旧定年日以後の基準給、掛金及び給付等について、当該加入団体の就業規則、給与規程、退職手当規程等根拠規定に基づき、次の各号のいずれかを選択することができる。

ただし、当該加入団体は対象職員の基準給が旧定年日以後減額とならない場合、第 2 号は選択できない。

- (1) 対象職員が旧定年日をもって本制度を退会し、給付金が交付される方式（以下「制度退会方式」という。）
- (2) 公務員のいわゆる「ピーク時特例」に準じ、対象職員で旧定年日の前後で給付金を分割計算し、その合計額を定年延長後の退職時に支給する方式（以下「ピーク時特例方式」という。）

### 5 適用期間

本要領の適用は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までとする。

### 6 旧定年日以後の基準給、掛金、給付等

#### (1) 制度退会方式

ア 基準給 旧定年日の属する月の翌月以降は適用しない。

イ 掛 金 旧定年日の属する月の翌月以降は発生しない。

ウ 事務費 旧定年日の属する月の翌月以降は発生しない。

#### エ 給付金額

加入日の属する月から旧定年日の属する月までの勤続期間及び退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則に定める割合を乗じて得た割合に旧定年日の基準給を乗じて得た額

#### オ 加入団体への給付時期

旧定年日の翌日以後、加入団体からの請求に基づき給付する。

(2) ピーク時特例方式

- ア 基準給 旧定年日の属する月の翌月 1 日の給料月額により決定し、旧定年日の属する月の翌月から適用する。
- イ 掛 金 アで適用した基準給に基づき規程第 4 章の定めるところにより適用する。
- ウ 事務費 アで適用した基準給に 1000 分の 4 を乗じて得た額を毎月県社協に納付するものとする。
- エ 給付金額
  - (ア)と(イ)との合計額とする。
  - (ア) 加入日が属する月から旧定年日の属する月までの勤続期間及び旧定年日以後の退職日における退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則が定める割合を乗じて得た割合に旧定年日の基準給を乗じて得た額
  - (イ) 加入日の属する月から退職日の属する月までの勤続期間及び旧定年日以後の退職日における退職理由に応じた規程第 6 章に基づく割合に附則が定める割合を乗じて得た割合から(ア)で適用した割合を控除した割合に退職日の基準給を乗じて得た額
- オ 加入団体への給付時期  
退職日以後、加入団体からの請求に基づき給付する。
- カ 旧定年日以降に自己都合退職した場合の対応  
ピーク時特例方式において、加入職員が旧定年日の翌日以後に自己都合退職した場合であっても、勤続期間が 15 年以上であれば定年退職したものとみなし、エに定める方法で給付金額を計算する。

7 その他

この要領の実施細目は、別途規程施行細則に規定する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。